

東北大学農学研究科附属動物研究棟
感染症発生時措置マニュアル

平成24年10月24日

<微生物カテゴリー>

- A. 人獣共通感染症
- B. 伝染力が強く動物を致死させる恐れがある微生物
- C. 致死させることはないが発病あるいは不顕性感染を起こす微生物
- D. 日和見病原体
- E. 通常病原性はないが、飼育環境の指標になる微生物

<カテゴリーAの微生物汚染が発見された場合>

(管理室)

- ・直ちに当該飼育室使用分野(施設)および施設長、副施設長、利用者委員長に連絡する。
- ・小動物棟への立ち入りを規制する。
- ・具体的な対応については、医学部動物実験施設等に指示を仰ぐ。

(施設長)

- ・直ちに関係者に連絡し、対応を協議する。

(利用者委員長)

- ・利用者委員会を開催し、感染の報告と対応を連絡する。

○確定診断で陽性となった場合

(管理室)

- ・直ちに施設長、副施設長、利用者委員長に連絡する。

(施設長)

- ・施設長は、直ちに運営委員会を開催し、対応を協議する。

<定期検査でカテゴリーB・Cの微生物汚染が発見された場合>

(管理室)

- ・当該飼育室へ検査結果が陽性であることを連絡し、飼育室への入室を規制する。
- ・微生物の特性と注意事項を確認する。
- ・施設長、副施設長、利用者委員長に連絡し、対応を協議する。
- ・汚染域への経路を、ビニールテープ等を用いて区別する。
- ・動線経路、台車等をアルコール消毒する。
- ・汚染域立ち入り着は、専用の白衣、防止、マスク、手袋、スリッパを使用するよう指示

する。

(利用者委員長)

- ・利用者委員長は利用者委員会を開催し、状況を説明するとともに対応を協議する。(協議事項：感染拡大防止策、共通部分の消毒、動物の処置に関する方針、同一空調域の飼育室使用者の対応、それ以外の飼育室利用者の対応等)
- ・全分野・施設に陽性が出たことを連絡し、確定診断用の検体の提出を求める。同一空調域の飼育室の検体数は各飼育室 2-5, その他は 2 とする。
- ・全飼育室の確定診断を実験動物中央研究所等に依頼する。当該飼育室の検体数は、5 以上とする。

○確定診断で微生物(カテゴリーB, C)感染が陽性の場合

(管理室)

- ・施設長・副施設長・利用者委員長および当鼓分野(施設)の担当者に連絡し対応を協議する。

(施設長、利用者委員長)

- ・経過、具体的対応について関係分野(施設)に連絡する。
- ・分与動物があれば、その相手先施設管理者に通知する。

○感染動物の処置、清浄化

- ・感染が 1 飼育室のみの場合は、感染実験室に移して飼育することも可能である。
- ・感染が多数の飼育室で発見された場合は、施設内はすべて感染していると見なし対応を協議する。
- ・治療不能な感染については処分する。
- ・原則として、感染動物を用いた繁殖は行わず、実験終了後に処分する。
- ・感染動物を用いて繁殖させる必要がある場合は、施設長と協議する。
- ・動物を処分後飼育室の消毒を行う。
- ・その他、詳細についてはその都度協議する。